

トーネット従業員に新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応

<令和2年12月18日版>

1 従業員の感染予防策の徹底

- (1) 従業員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。
- ア 体温の測定と記録（毎日実施）
 - イ 発熱などの症状がある場合には、所属長への連絡及び自宅待機
 - ウ 大人数での会食の参加は控える
 - エ 県を跨ぐ不要不急の移動は控える
 - オ 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及びかかりつけ医への相談。かかりつけ医がない場合は新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)への問い合わせ
 - (a) 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - (b) 強いだるさや息苦しさがある場合
 - (c) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさは 2 日程度続く場合
 - カ 新型コロナウイルス感染症の検査（PCR 検査）の状況、診断結果等についての所属長への速やかな報告
- (2) 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。
- ア 手洗い、手指消毒の徹底。
 - イ 3 つの密（「密集」「密接」「密接」）を避ける。
 - ウ マスクの着用。かつソーシャルディスタンスを保つこと。また、咳・くしゃみをする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。
 - エ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃
 - オ 定期的な換気を行う

※新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧

機関名称	電話番号	受付時間
福島県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口	0120-567-177	平日 8 時 30 分から 21 時 00 分 土日祝 8 時 30 分から 17 時 15 分
発熱や咳など風邪の症状がある場合の相談窓口	0120-567-747	土・日・祝日を含む 24 時間
福島市発熱外来	024-535-3025	平日 9 時 00 分から 11 時 30 分

2 感染者発生時、濃厚接触者への対応

下記(1)、(2)に該当する事案が発生した場合、速やかにトーネット担当者(所属長)に連絡する。トーネット担当者は「コロナウイルス感染症関係受付表」を作成し対策本部提出。それに基づきトーネット新型コロナウイルス対策本部に連絡。その後対策本部の指示に従う。

(1) 感染者発生の把握、報告及び周知

- ア 本社・鳥谷野にて感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員・取引先等に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。
- イ 取引先にてトーネット従業員に感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、取引先の窓口担当者に感染者が発生し保健所の指示に従い対応している旨、報告する。
- ウ 取引先事業所内で取引先社員等に感染者が確認された場合、取引先窓口担当者と協議を行う。調査の結果濃厚接触に当たらないと認められ、取引先との協議により出社が認められた場合は出社可能とする。
- エ トーネット従業員の同居家族等が感染者または検査対象と認められた場合、従業員は自宅待機ないし在宅勤務可能者は在宅勤務とする。従業員の家族が濃厚接触者と認められPCR検査を実施した場合、検査結果が出るまで自宅待機とする。
 - ・同居家族等が陽性(感染していた)だった場合は保健所の指示に従い、従業員に同意を得た上で取引先に連絡する。
 - ・保健所より従業員が濃厚接触者と指定された場合は保健所の指示に従い、従業員に同意を得た上で取引先に連絡する。
- オ パソコンスクールの受講生が感染者と認められた場合、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受け、必要に応じ閉校する。
- カ その他上記に当てはまらない等の事案が発生した場合は都度協議する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

- ア 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。
- イ 保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じPCR検査の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。
- ウ 濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

(3) その他必要なことは別途協議する。

3 施設設備等の消毒

- (1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域(執務室等)の消毒を行う。
- (2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心に、アルコール(消毒用エタノール(70%))又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭き取り等を行う。

(3) その他必要なことは別途協議する。

4 業務の継続

(1) 重要業務の継続

ア 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員等を把握する。

イ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

(2) その他必要なことは別途協議する。

5 休業の補償

(1) 休業手当

ア 濃厚接触・感染は「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまらないので休業手当の対象にはならない。（業務起因性がある場合は労災に適用できる可能性あり）

イ 従業員で会社の社会保険加入者は傷病手当金の対象となる。PCR 検査の結果待ち、自主休業については休業手当の対象外となる。